

Society of Advanced Science 細則

第1章 会 員

- 第1条 本協会に会員として入会しようとする者は国籍にかかわらず所定の入会申し込み書に必要事項を記入し事務局に提出し、理事長の承認を得なければならない。
- 第2条 団体会員は、法人または団体を単位とする会員であるが、その傘下の事業所も1単位の団体会員となる事が出来る。
- 第3条 団体会員の代表者及び口数の変更は、所定の用紙に記載して提出し、理事長の承認を得なければならない。
- 第4条 名誉会員を推薦しようとするときは、評議員会の過半数以上の賛成をもって理事長に提案する。理事長はこれにつき資格審査を行い適当と認めるときに限り、理事会および総会の議を経て会長が推挙する。
2. SASマイスターの称号授与については評議員会が審議して理事長に称号授与者を推薦する。理事長はこれにつき資格審査を行い適当と認められたとき、理事会の議を経て会長が推挙する。
- 第5条 名誉会員に推薦された者は、本人の承諾をもって会員になるものとする。また、名誉会員は、終身その資格が与えられる。
- 第6条 学生会員は、高専、短期大学および大学に在籍している学生及び大学院生で、指導を受けている教員の在籍証明を必要とする。また、学生会員は、学籍をはなれた場合にはただちに本会に連絡しなければならない。
- 第7条 理事長は、入会及び変更の申し出があったときは資格審査を行い、その結果を申込者に通知する。
- 第8条 入会の承認通知を受けた者は、即時に会費1年分を払い込まなければならない。変更の承認通知を受けた者も同様とする。
- 第9条 会員で退会しようとする場合は、その旨を書面をもって本会に届出なければならない。
- 第10条 個人会員、団体会員、名誉会員及び学生会員の特典は、別に定める会員特典に関する規定による。

第11条 図書館会員は、会誌の配布のみを受ける。

第2章 会 費

- 第12条 会員は毎年3月末までに、次の会費を納付しなければならない。
- | | | |
|-----------|----|---------------------|
| (1) 個人会員 | 年額 | 9,600円 |
| (2) 団体会員 | 年額 | 1口当り50,000円
1口以上 |
| (3) 学生会員 | 年額 | 300円 |
| (4) 図書館会員 | 年額 | 5,000円 |
| (5) 特別会員 | 年額 | 1口当り10,000円
1口以上 |
| (6) シニア会員 | 年額 | 5,000円 |
2. 年度の途中で入会する場合は、当該年度の会費を納付する。
- 第13条 会員は、5箇年分の会費を一括して前納することができる。

第3章 評議員および役員

- 第14条 規約第13条、第14条、第15条および第20条に定められた役員及び評議員の選任は第15条より第27条までの方法による。尚、本協会の円滑な運営を行うために役員及び評議員の約半数が改選されるように選任時期を考慮する。
- 第15条 理事長は、社員に評議員候補者を連記した投票用紙を配布する。
- 第16条 社員は、適任と認めない候補者に×印をつけ投票する。
- 第17条 投票の過半数が適任と認めない者は、評議員としない。また、適任と認められた候補者が定員を越えた場合には、適任と認めない投票数の少ない候補者より定員数までの候補者が選任される。
- 第18条 理事長は、選任された評議員の氏名を候補者と評議員会に文書で報告する。さらに会誌に会告として報告する。
- 第19条 前18条の文書による報告を受けた後の評議員会は新たな評議員で構成する。
- 第20条 評議員会は、理事候補者および監事候補者を

推薦する。

第21条 評議員会は、推薦した候補者本人の同意を得て理事候補者および監事候補者として、投票用紙に氏名を連記する。

第22条 評議員は、指定された期日までに適任と認めない候補者に×印をつけ投票する。

第23条 投票の過半数が適任と認めない者は、理事としない。また、適任と認められた候補者が定員を越えた場合には、適任と認めない投票数の少ない候補者より定員数までの候補者が選任されたとする。

第24条 理事長は、選任された理事、監事の氏名を候補者、評議員会及び理事会に文書にて報告する。さらに会誌に会告として報告する。

第25条 前24条の文書による報告を受けた後の理事会は、新たな役員で構成する。

第26条 理事会は、次期会長および次期副会長をその会議で推挙する。

2. 理事会は、次期理事長をその会議で互選する。
3. 現理事長は、その結果を通常総会及び会誌に報告する。

第 4 章 会誌その他の刊行物

第27条 本協会は、会誌として電子媒体のJournal of Advanced Science を発行する。会誌には、本協会の事業及び会務に関する諸報告並びに別に定めるJAS投稿規定による学術論文等を掲載する。

第28条 本協会は、評議員会の議決により有益と認められる図書を刊行することができる。

第29条 会員は、評議員会で無料とした印刷物の配布を受ける。

第30条 会誌及びその他の刊行物の寄贈先は理事長が定める。

第 5 章 シンポジウム及び企業展示会

第31条 本協会は、シンポジウムを毎年 1回以上開催する。その期日および開催地は理事会で決める

第32条 企業展示会を開催する。その期日、開催地および目的は理事会で決める。

第33条 本協会は、他の学協会と合同で国際会議、学術会議およびシンポジウムを開催することがで

きる。これらについては理事会で決める。

第 6 章 理事会、評議員会および議事録

第34条 本協会は、総会、理事会、評議員会、各種委員会、機構および事務局で組織される。

第35条 理事会および評議員会において、あらかじめ書面をもって意志を表示した当該理事および当該評議員は出席したものとす。また、他の理事および他の評議員を代理人として委任した場合は、代理人が議決権を行使するものとする。白紙委任は、議長を代理人とする。

第36条 監事は、理事会に出席するものとする。

第37条 監事は、評議員会に出席して説明を求め意見を述べる事が出来る。

第38条 理事会の議事録は、事務局が作成し、議長およびの議事録署名人が記名捺印して、保存しなければならない。

第39条 評議員会及び総会の議事録は、事務局が作成し、議長および会議の議事録署名人が記名捺印して、保存しなければならない。

第 7 章 事業計画および会務報告

第41条 本協会の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長の指示により事務局が作成し評議員会及び理事会の議を経て総会で決定する。また、事業報告および決算報告は、理事長の指示により事務局が作成し、評議員会及び理事会の議を経て監事の意見をつけ総会に報告しなければならない。

第42条 本協会の会務及び会計の監査は、必要に応じて監事が行い、その結果を通常総会で報告する。

第 8 章 委員会、機構および事務局

第43条 本協会に規約第47条による編集委員会、規約委員会、他の委員会及び機構をおく。各委員会及び機構の規定は別に定める。

第44条 本協会は、規約第48条による事務局をおく。事務局の内規は評議員会で別に定める。

第 9 章 細則の変更

第45条 本細則の変更は、評議員会において過半数の同意を得て行う。

付 則

1. 経過処置として、旧規約で就任している会長及び副会長は本規約の会長及び副会長として就任する。旧規約で就任している専務理事は本規約の理事長に就任する。また、1994年4月以前の細則の各条項はそれぞれ本細則の該当条項へ読み替え施行する。
2. 本細則は、2022年6月15日から施行する。
1999年 5月15日 制定
2011年 6月24日 改定
2016年 6月 8日 改定
2022年 6月15日 改定